

研究ノート・現代株式会社の所有と経営支配

松 原 智 雄*

A SURVEY OF OWNERSHIP AND MANAGEMENT IN MODERN CORPORATION

Tomoo MATSUBARA

はじめに

マルクがマルクスを凌駕した東独の消滅、70年余の政権掌握から一夜にして崩壊したソ連共産党とそれに続くソ連邦の解体。20世紀はマルクス主義の社会主義の台頭に始まり、その崩壊・解体状況をもって世紀末を迎えようとしている。

もともと社会主義運動も、またその有力な一員であったマルクス主義も自然法思想やその体現としてのフランス革命の標語たる「自由・平等・友爱」をブルジョア自由主義運動と共有するものであり、それを左翼的に補完する運動として19世紀以来発展してきたものといつてよいであろう。マルクスの思想にはこのような自然法思想の、あるいはその経済学的表現としての古典派経済学の残滓がところどころにみられるからである。「領有法則の転回」や「窮乏化法則」「階級闘争論」などがその具体的な箇所であろう。そして、マルクス以後のマルクス主義の通俗化の進行はますますマルクスのより根源的な方法を次第に曖昧にし、結局は消滅させていったのである。

1917年のロシア革命やその理論的基礎とされるレーニンの『帝国主義論』はこうした従来の社会主義、マルクス主義への根本的反省を迫るものであった。しかしながら、その運動面での前進・成果にたいして、理論的な飛躍はついに成されることなく終わったといわざるを得ない。レーニン『帝国主義論』に見られるマルクス主義の一層の発展への萌芽も、レーニン以後のソビエトマルクス主義の御用学問化や教条的な姿勢によって、飛躍どころか『資本論』以前にまで退行させられてしまったのである。『資本論』に秘められた通俗的な自

然法思想を凌駕する科学的見解など、ソビエト成立以後の凡百のマルクス主義者の意識の端にすらのぼることがなかった。

このように理論的に低迷した「社会主義の祖国」ソ連邦はいまや消滅し、国営企業の分割民営化、株式会社化が政治日程に登りつつある。また、隣国の社会主義中国では、株式取得をめぐって民衆が暴動をおこし、さらには土地私有権の復活まで取り沙汰されるまでにいたっている。

翻って日本ではどうか。数年前までは、一本調子の値上げ基調の株式市場にたいし、大企業・大銀行は勿論のこと、一般大衆まで巻き込んでの一大株式ブームが全国を席卷した。そして、バブル崩壊。一転して、証券会社、金融会社は勿論のこと一般産業企業も巻込んだ、石油ショック以来の大不況を招くまでにいたった。不況の深刻化は一人日本のみならず世界的現象と言えるが、先進資本主義諸国中最良の経済パフォーマンスを羨望された日本資本主義も、一旦不況過程に突入するとその経済の底の浅さが、各国から指摘されるようになってきた。国家・政治との親密な癒着関係は勿論のこと、先進資本主義諸国中最高の長時間労働とそれに伴う「過労死」問題の表面化。閉鎖的で、流動性のない証券市場、常識を超える土地の価格と住宅・交通事情の貧困性＝社会資本充実の低さなど、いずれを取り上げても到底先進国の水準にある国とは思えない状態である。とくに、「過労死」問題は日本の労働事情を端的に示すものとして世界各国の注目の的である。日本人は「会社人間」あるいは「社獣」と呼ばれ、企業一家意識がことのほか強い。これは日本資本主義が「法人資本主義」化ないしは「会社主義」化していることから帰結する事柄であることは言うまでもない。

このように、現在日本においても、また現代社

* 一般教科 助教授

会主義諸国においても、株式会社問題、株式資本問題がそれら社会分析の重要なタームとして浮かび上がってきている。この問題はさらに資本主義の基礎とされる私的所有問題と密接に関連しており、この問題の解明なくしては資本主義はおろか、社会主義も本来解明しえない問題といってよい。ソ連をはじめとする現代社会主義の理論的破産、実践的破産の大きな原因の一つとしてこの私的所有問題、株式所有問題があることは否めない。以上の観点から、本稿では株式会社問題をめぐるいくつかの著作を取り上げて、この理論的解明に資したいと思う。

(1) 宇野株式会社論の検討

宇野弘蔵は株式会社を資本の商品化の具体化したものと捉え、その特殊の経済学的意義を初めて明確にした。しかし、この宇野株式会社論も今日の株式会社の巨大化や質的变化から振り替えれば、いくつかの点で不明確なところを残していると思われる。以下その点を検討することにしよう。

(1) 金融資本と株式会社

宇野株式会社論は『経済政策論』において金融資本解明の一環として分析されている。ここではその改定版(1971年刊)を取り上げる¹⁾。

株式会社は資本主義とともに古く、特許権を有した会社が17～18世紀に数多く設立されている。また、自由主義段階においても、鉄道などの公益的事業分野で設立されていることも周知の事実であろう。しかし、株式会社が一般産業の企業形態として本格的に普及するのは19世紀末以降の、とくにドイツなどの後進資本主義においてであった。ドイツにおいては資本蓄積の遅れから、すでに1830年代の資本主義化の初期時代から株式会社の産業企業での普及をみたのであり、銀行との密接な関係ともあいまって、資本主義化に特殊の意義を与えたと宇野は述べている。(⑦ 151頁参照)

しかし、株式会社がその特殊の役割を発揮するのは重化学工業の発展が本格化した19世紀70年代以後のことであった。鉄道の普及にともない、石炭ならびに鉄鋼業が拡大し、とくに鉄鋼業はベッセマー法、シーメンス・マルチン法、トーマス法など新製鋼技術の発明にともなう、固定資本規模の巨大化により、その資金的基礎を個人資本家の蓄積を越えた広範な大衆資金に依存する必要が生じたのであった。ここに銀行の特殊な役割が生まれてくるのであった。「帝国主義時代は、株式会

社による最初から資本家社会的に集中せられた資本をもって行われる比較的大規模な固定施設をもった鉄工業等の重工業がドイツのような後進国では却っていわゆる金融資本なる新たな資本のタイプを形成する基礎となるのであった」(⑦ 153頁)と宇野は述べている。この資本の集中傾向が他面で個々の産業資本の競争とはことなった金融資本の組織性の根拠となる。このように株式会社は宇野にあっては金融資本論の要の位置をしめる意義を有している。ではその株式会社の役割を宇野はどうとらえているか。

(2) 株式会社における資本の二重性

株式会社の資本は株式資本の払い込みによって形成され、それに同時にその資本は二重の存在を与えられる。一方は一般産業企業の場合、産業資本と同様 $G - W \cdots P \cdots W - G$ の循環運動を形成する。価値増殖の運動体としての資本機能である。ここでは商品、貨幣、生産資本としての姿を転々と変化させつつ、資本価値は常に資本家のもとに止まっている。株式会社では会社の手に資本価値が保持されていると言ってよいであろう。この現実機能する資本をそのまま売買することは通常ありえず、株式資本の売買として行われることになる。資本の商品化は一般的には「資本としてのその価値」を、したがって利潤を信用制度の発展に伴う利子率による資本還元として売買されるのであるが、この一般規定としての資本の商品化は現実には、例外的にみられることである。したがって、資本の商品化は株式資本による以外には現実の機構を持てなかったのである。マルクスはこの株式をたんに利潤の配当としての請求権とみなしているが、株式はその過半数所有により、会社自体を支配可能にするのであり、資本の所有による経営支配権をも分有している。したがって、単なる社債や公債と同様の擬制資本、債権ではないのである。株式は配当の利子還元により、擬制資本価値としての価格を有することになり、実際額面とは別個の価値を持つ。しかし、たんなる擬制資本とはことなる株式の価格形成はさらに企業の将来性などの不確定要素も絡んでくるので、さらに複雑な価格を形成することになる。したがって、株主が株式市場の変動に際して、その株式を売却したり、購入したりする一方で、この運動とは別個に運動する現実資本価値を維持しているのである。この所有と機能ないし経営の分離という二重性こそが資本の商品化としての株式会社の基本的な役割にほかならない。株式の売買をともし

て、現実機能資本の充実を図りうるのであり、利益を予想されれば、個人資本家の蓄積を遥かに凌駕した巨額の資金調達も可能となるのである。

(3) 「所有と経営の分離」

「しかしながら株式会社においても、その経営は株主としての資本家を離れて行われるわけではない。ただ、多数の株主が、しかも単に所有株数を異にするというだけの相違をもって会社事業に関係することになるのであるから、会社経営の実権は当然に多数の株式を所有するいわゆる大株主の手に帰する」(⑦ 168頁) ことになる。経営権を握る少数大株主と配当を受けることのみに関心を持つ多数の中小株主への分化である。後者の失った産業資本家としての機能を前者は集中的に得ることになり、ここに所有権の分節化が生じることになる。このことによって、「社会的に蓄積せられた資金から、事業の経営に必要な任意の額の資本を調達するという資本主義社会に特有な資本家社会的なる機構を一般的に確立する」(⑦ 169頁) ことになるのである。資本主義的企業が一般的に社会的に形成された資金を利用し、生産過程へ投入出来るようになることが重要であり、巨大な生産力の上昇を可能にするのである。この一方が失うものを他方が集中して生産を拡大していくという株式会社に特有なシステムこそが資本主義の組織化の特質であり、限界でもある。資本家自身の遊休資金を貸付資本として資本家社会的共同利用したことに比較すれば、この広範な大衆資金の生産過程への投資資本としての投入は資本主義の新たな蓄積様式となりうる。この大衆資金集中の媒介機関として銀行が介在することはいうまでもない。この銀行やさらに現代のように機関投資家が介在するようになると一般株主はますます経営から分離され、たんなる貸付資本家化してくる。一般大衆株主の失った所有をこれらが集中することにより、経営の支配がなされるようになる。法人所有もこうした傾向の延長線上の問題であろう。このように所有の集中的代位にもとづく大株主の支配は会社支配の大規模化・拡大にともない経営者の代行を必然化する、と宇野は主張する。経営管理や巨額の資金を扱うこれら会社の財務管理、また、現場の工場における労務管理、技術管理などの工場管理の必要性などがそれである。宇野はこれらを全て少数大株主の経営支配の補完物とみなしているが、今日の巨大株式会社における個人大株主の消滅現象からみれば、この宇野の見解には一定の限界があると言わなければならない

い。それは、19世紀末～20世紀初等のドイツにおける重化学工業の生産力水準からみれば、株式会社といえどもなお、個人資本家の性格を有しているものであり²⁾、資本主義的生産の典型的な発展段階ではなお、こうした産業資本的・個人資本家の所有の持つ意義の重要性が指摘されるべきであったのである。宇野は第一次大戦以後に普及するフォーディズム体制の意義を区別することなく、金融資本のもとでの株式会社の役割としては同一のものに見做したのである。この点は今日では改められなければならない。その生産力的基礎が大きく異なるからである。現代資本主義における株式会社の役割は、古典的帝国主義段階と第一次大戦以後のフォーディズム体制下では性質を異にしているのである。このことを検討する前に、日本における株式会社論とそれを反映した法学畑での株式会社論を、宇野株式会社論を発展させる立場から整理検討した青木孝平『ポスト・マルクスの所有理論』から探ることにしよう。青木の観点は大きな意義をふくんでいると思われるからである。

(2) 『ポスト・マルクスの所有理論』の検討

青木は初期のマルクス(青木によれば、プレ・マルクス)からはじまり、『資本論』にいたるマルクス所有論を、労働実体と不可分離に規定された段階から法的な意識諸形態のそれへの理論的發展過程ととらえる。自然法思想・古典派経済学の色濃い初期のマルクスの所有理論は小ブルジョアイデオロギーと同一である。しかし、法学者はもとよりマルクス主義者の多くがこの自然法的所有論に囚われている。ソ連・東欧などマルクス主義の総破産状況のなかで所有批判としての『資本論』の復権とそれを基軸にした株式資本論、現代資本主義分析こそ、ソビエトマルクス主義を始めとする従来の通俗的マルクス主義を超える視点であることを青木は力説する³⁾。

本書の第Ⅱ部では、会社法学・商法学・民法学のみならず経営学・金融論さらには現代社会論の分野でも大きな議論を形成している「株式所有の本質論争」の検討を中心に、現代所有問題が分析されているので、そこでの青木の整理を振り返ることにしよう。

青木によれば、「株式所有の本質」については、物権説、債権説、社員権説の3つに大きく議論が分かれている。しかし、これらの論争の細部にたちいたれば、もともと株式資本の特殊性に規定さ

れ、さらには今日の株式分散化、所有と経営の分離、法人所有、機関所有の拡大と経営権の強化など現代資本主義の特殊歴史性も加わって、より複雑な様相を示してくる。そして、このような株式所有の本質論議にみられる諸学説の一連の「ゆらぎ」現象そのものが現代資本主義の特殊歴史性を反映したものに他ならないとしている。それゆえ、青木の整理にしたがってそれを追跡し、ポスト・マルクスの所有理論の位相を確定していくことにしよう。

① 株式所有をめぐる古典的見解

青木によれば、わが国の株式会社論に大きな影響を及ぼしてきたのは大塚久雄⁴⁾とヒルファードィング⁵⁾であるという。大塚は周知のごとく有限責任の発展を唯一のメルクマールとして、合名・合資・株式の各会社形態のモノゲネシスな発展史観を打ち立てた。しかし、大塚の単線の発展史観は株式会社論の分野でも多くの批判に曝され、矢口孝二郎⁶⁾を嚆矢として最近の森杲⁷⁾などに至るまで大塚批判が展開されその限界が明らかとなっている。その限界の核心は株式会社が前期的なそれであれ、自由主義段階の準則主義にもとづくそれであれ、一社会の中核たる地位を確立しえず、なお部分的な存在でしかなかったという点に自覚的でなかった、という点にあったと青木は批判している。

さらにヒルファードィングの株式会社の意義はさらに大きく、企業の固定資本調達をその役割とする「資本信用」を基軸とした株式会社論は配当の利子還元による擬制資本論、創業者利得、支配株主、役員派遣、金融寡頭制など多くの理論的貢献を果たした。ヒルファードィングの株式所有は「資本信用」を出発点としていることからして、ひとまず債権説的に理解されつつこうした多数株主の債権者化こそが、銀行への支配集中を生み出すという株式所有の本質が見事に分析されているものとして青木によって高く評価されている。このヒルファードィング説を基礎に「近代法における債権の優越性」を主張したのが我妻榮⁸⁾であったと青木は述べている。

青木によれば、我妻は、カール・レンナーの「所有権が人に対する支配力を債権との結合によって実現する」という見解を手がかりにして、まずヒルファードィングの流通信用を所有権と債権との結合による他人支配の資本的作用とみなした。その上で、資本主義の発展にともない金銭債権が特殊の位置を得て、株式会社・銀行制度を中心とし

た金融資本の統制を確立する、というのである。

以上のような我妻説にたいして青木は、「ヒルファードィングではなお微妙な表現にとどまっていた資本の機能資本と株式資本への二重化の問題を、我妻は、独立の団体としての会社自身の直接的所有と、株式所有者としての会社にたいする債権との対立に単純化し、担保制度と有価証券化・銀行による証券取引所の支配などを、すべて財産の債権化の進行過程としてデッサン」(③ 130頁)したものである、と批判する。そして、金融資本の発展による生産の社会化・組織化が社会主義の前提とみなすヒルファードィングにならって、債権の優位の確立による私的所有権の睡眠化と国家所有の展望こそが、社会民主主義者としての我妻の基本的な立場であった、とするのである。ただし、卓見と見做すべきであろう。

周知のごとく、レーニン⁹⁾はヒルファードィングにたいし、資本集中・独占の欠如を指摘して批判を加えたが、このレーニンのヒルファードィング批判をそっくり我妻批判に適用したのが、日本の川島武宜¹⁰⁾、藤田勇¹¹⁾らであった。

青木はレーニンの株式会社論を支配集中の手段を中心とした見解と整理しているが、レーニンの株式会社論は明示的な箇所がなく、レーニン自身の見解がよく判らないというのが筆者の考えであり、青木によるレーニン説の整理には多少疑問をもつ。レーニン説はマルクス『資本論』の株式会社論をそっくり踏襲しているものと考えられる。とまれ、レーニン説を採用しつつ、企業所有権説の立場から、川島らは我妻の株式債権説を批判しようとしたのである、と青木はのべる。そして、この我妻と川島の議論は金融論の川合一郎¹²⁾などの「他人資本の自己資本化」説と経営学の馬場克三¹³⁾などの「自己資本の他人資本化」説との論争にも広がり、再生産されている、というのである。

しかし、このような議論は青木によれば、生産関係の基礎は生産手段の所有であり、資本主義では資本家による生産手段の私的な排他的な所有こそが問題であるという観念にもとづくものであり、おなじ土俵のうえでの議論である。支配的な大株主がヒルファードィング型の私的債権者であれ、レーニン型の企業所有者であれ、19世紀の物権と債権の対抗という原理的枠組み内での議論に止まっている、とするのである。株式会社のプロブレマティクはこの二項対立の構制を最早超えた地平にあり、「社員権」説がその手掛かりとなる、

というのが青木の見解である。では、「社員権」説とはなにか。

② 社員権説

民商法学における株式学説はながらく、物権か債権かという二元的な民法パラダイムに支配されてきたと青木はいう¹⁴⁾。しかし、ルノーの社員権説はこうした分野での画期的学説であると青木は高く評価する。以下はその学説の紹介である。

ルノーは社員権を「会社の資本の一定部分の引受により、その割合によって取得される」(③ 142頁)権利とする。しかし、それは「会社の獲得する利益に対し、割合的に参加する権利ではあるが、会社解散のさいにのみ会社の残余財産の割合的部分に対する請求権」(同上)となりうるものでしかない。またそれは「会社の議決に割合的に参加する権利であり、会社が定款にしたがって活動することを要求する権利である」(同上)とも規定される。このような権利を総合したものが社員権であり、株式所有はこれら諸権利を包括し体现しているものであり、移転・譲渡可能な財産権として存在している。

以上のように青木はルノー説を整理したうえで、このルノー説は株主全員による社団の擬制と企業財産の社団への帰属を前提に、この現実資本の支配権を社員権とみなす考えである、とする。そしてこのルノー説は19世紀末のドイツ金融資本の現実を法イデオロギー的に表明したものであり、日本でも、鈴木竹雄¹⁵⁾や大隅健一郎¹⁶⁾などの共益権、自益権を含む社員権説、株主権説として主張されているところである、という。さらに青木はこの社員権説をより限定して考え、結局はこれを否定することになる田中耕太郎¹⁷⁾、松田二郎¹⁸⁾などの学説、さらにそれを徹底したと見られる財団説など、より債権説に接近した学説が存在すること、そしてそれらが先に見たマルクス主義者らの「企業自体」説、会社の社会化説とも一脈相通じるところがあることなどを指摘したうえで、青木はこれらの議論が問題をモノゲネシスに単一の機能資本内で把握し、その上で、大株主など自然人支配から社団化、財団化、あるいは委任の社会化など主張している点に疑問を投げ掛けている。むしろ、株式所有が自然人から離れ法人所有・機関所有化していく組織化上の問題、さらには国家との結合などの問題が重要であり、それらとの関わりで現代企業の経営権強化(経営者支配)の問題があることに注意すべきだというのである。

このように社員権説から債権説により接近した

財団説への民商法学上の法イデオロギーの変遷＝「ゆらぎ」自体こそが、現代資本主義企業の特殊歴史性を物語るのである、と青木は述べている。

③ 資本の商品化の意義

株式所有が物権と債権という近代民法の二元的パラダイムに包摂されないのは資本の商品化と関係しているからであるというのは既に見た。周知のように経済学原理論における信用論・金融論はマルクス『資本論』の不備・不徹底やさらにはこれを受け継いだヒルファードィングの『金融資本論』におけるその限界とがあいまって今日まで多くの問題を生み出してきている。信用論・金融論と大きく関わる株式資本論もそうした問題の一つであることは言うまでもない。経済学的分析の遅れたこの領域の不備を反映して近代財産法における債権法や有価証券法、会社法などに様々な問題が生じていることは青木のこれまでの研究¹⁹⁾が明らかにしているが、第二部第二章でもその要約的な紹介が行われている。

青木によれば、日本の法学者の信用理論の多くはヒルファードィングの「流通信用・資本信用」論の範囲を出ていないのであるが、青木は基本的には宇野弘蔵の整理した信用論・景気循環論にしたがってそれらを批判している。

そのポイントは信用論・商業資本論を媒介した資本の物神性の確立とそれを理論的前提とした資本の商品化の具体化としての株式資本論である。この具体化には固定資本の巨大化、株主の支配的大株主と中小株主の分化など歴史的・具体的な諸条件が絡んでいる。そして、株式会社はなによりも、個人資本家の集合体から単線的に発展してきた企業形態ではないということであろう。日本ではマルクス自身の不明確性や大塚久雄のモノゲネシスな企業発展論の影響から、株式会社を単線的ないしは原理論からの直接的な延長線上に把握する傾向が強いが、株式会社の一般化には固定資本の巨大化や、「所有と経営の分離」に見られる株主の分化、銀行との特殊の関係など、すでに独占的發展を予定したものとして説かれる必要がある。そもそも原理論を反映した物権・債権の二元的パラダイムの範囲を超えたより特殊の歴史的な展開が必要とされるのである。株式所有に社員権説が登場してくるのも資本の商品化の市場機構の発展という具体的で歴史的な展開に対応してのことであつたことはいふまでもない。

かくして、青木は第二部第三章で19～20世紀初頭にかけての各国会社法の具体的な法イデオロ

ギーの分析を通して株式所有権の「本質」に迫ろうとしている。ここではその結論的部分のみを紹介するとどめざるを得ないが、組合的な持分共有から法人格を企業が獲得していく過程、無限責任から有限責任への移行、特許主義、免許主義から準則主義への転換などがその発展史の中心的部分である。しかしながら、19世紀中葉の自由主義段階イギリスの発展過程における株式会社の意義などを勘案すれば、その会社自体の限界により、その法的構造も物権型・債権型の二元論の枠内に止まらざるを得なかったのである。

こうしたコモン・ロー型の英米系会社法に対して、後進国ドイツの会社法（大陸型会社法）は当初から国家保護が付きまとい（免許主義）、ようやく1884年の第二次株式会社改正法で準則主義・設立自由主義が確立したが、取締役・監査役の義務・責任明示や公示主義による中小株主権の保護等、ドイツ資本主義下の株式会社の特殊の役割を反映する規定が数多くみられたのである。つまり、1873年のドイツにおけるバブル経済の破綻以後の状況下では、再び規制強化の方向が明確化し、発起人の責任強化、会社諸機関の権限明確化、株式額面価額引き上げなどにより、大企業中心、大株主中心というドイツの特殊性がより法的に明確化されたというのである。さらに84年法は経營業務の法定化により、「所有と経営の分離」と株主権の強化が定められ、「ルポール貸付による流通株式の動化と集中、また証券委託制度による事実上の議決権委任を通じ、銀行と大株主による産業会社の経営に対する金融支配を準備」（⑩ 199頁）したとされている。ドイツにおいても株式の法的プロブレマティクは1870年以後の帝国主義段階突入以後のことであり、大株主の所有支配を背景にしたベッケル・プッヘルトらの物権説、法人格承認を前提とした中小株主の債権者化を主張したアンシュッツなどの議論が1870年改正法をめぐって争われたが決着を見ず、結局それらは以上の銀行を中心とした大株主の会社支配を背景とした社員権説の登場による新たな問題構制によって解決の方向を見出さざるを得なかったというのである。

社員権説は、先に見たように、公益権と自益権を包括的に含む権利として規定されており、物権と債権の二元論のみならず、「財産権、人格権さらには私権的自治法と公権的強行法の峻別、いいかえれば〈市民社会と国家〉の分離のパラダイム」（⑩ 201頁）の転換をもたらすものであった、と青木は述べている。つまり、所有権の絶対的な

いし、契約の自由性の原理に一定の制限が生じており、こうした規制性こそドイツ会社法の一貫した性格であり、そこにまた、金融資本の蓄積とマッチした株式会社の本質が存在するのであるというのである。

こうした「所有と経営の分離」が現代資本主義ではさらに徹底して出現し、いわゆる「資本家のいない資本主義」が現出するのである。かくて、青木の議論は現代株式所有の性格規定に到達するのであるが、本稿ではそれを充分検討する余裕がない。いずれ検討することにして、青木の整理するところにしたがって、問題の所在を確認するに止めよう。

④ 現代所有論争

第一次大戦後の現代資本主義においては、公共利用・社会的弱者の生存権保護等を名目に所有権の制限が進行してきた。また、労働基本権、普通選挙権など労働者の体制内化のため、企業の私的所有権が一定の制限を受けるようになってきた。さらに加えて、モータリゼーション化・高度成長の実現による労働者大衆の富裕化・小資産家化が拡大してきた。これらの変化にともない、株式所有も広く分散化し、バーリー・ミーンズ²⁰⁾などの経営者支配論を生み出す現実的土壌となっていた。いまや、所有権は「収益・支配・経営」の初機能のうち、収益のみが株式所有に残されたものとされ、「所有と経営の分離」が完全な状態に段階にまで達した、とされるようになった。パーナム『経営者革命論』²¹⁾、ガルブレイス²²⁾の「テクノストラクチュア」論、チャンドラー²³⁾の「マネジアル・キャピタリズム」の主張などがそれらの代表的な見解であろう。日本でも、三戸公²⁴⁾、西山忠範²⁵⁾らの諸説がそれに当たろう。勿論、こうした経営者支配論にたいして自然人の大株主が相変わらず支配していると見做すパーロー²⁶⁾、メンシコフ²⁷⁾、フィッチ・オッペンハイマー²⁸⁾、日本の角谷登志雄²⁹⁾、富山康吉³⁰⁾などの批判も存在している。しかし、青木によれば、これら経営者支配論であれ自然人大株主支配論であれ、ともに従来からの「生産手段の所有」パラダイムにとらわれた議論の域を出ていないものと一蹴されている。

青木によれば、資本の商品化の現実形態である株式会社形態は現実機能資本の法人所有と株式資本（擬制資本）の株主所有という資本の二重化に対応する所有権の分節化が人格的にも表現されているところにその特質がある。この「所有による

支配」の機構的な表現が株主総会、取締役会であり、株主が誰であろうと、それらに誰が就こうとも、現実資本の機能が保証されているかぎりには問題ではない。「生産手段の所有」はその所有主体が誰であろうと、何であろうと一向に構わないのである。したがって、現代の巨大株式会社化によって、「自己金融化」現象が発生するとともに、 balan・スウィージー³¹⁾、カトラーの欧米マルクス主義者らが現代の資本家として「巨大株式会社」自身を主張したり、我が国の北原勇³²⁾、富森虔児³³⁾らが「資本の論理の権化としての会社それ自体」「企業自体」を主張したりするのも根拠のないことではない。しかし、これらの議論も会社自体に所有が全面的に帰属していると主張している点で問題がある。資本の二重化による所有権分節の意義がネグレクトされているからである。重要なのはこの所有権の分節、すなわち「会社自身を一個の所有主体としてひとまず認定しつつ、しかもそれを、古典的な包括的所有概念でなく、複数の株式所有権による支配との矛盾的關係において問う、という問題構制」(㉔ 139頁)である、と青木は主張する。その点で問題となるのが「社員権」説であったというのは既に見た。これらを踏まえた現代企業社会の所有と経営の本質とは一体なにか、が次の課題となる。第二次大戦後のアメリカおよび、日本における現代株式会社の巨大化および、機関所有や法人所有の拡大の検討こそがこの課題の解明の手掛りとなるはずである。

(未完)

注

- 1) ㉑参照。以下、引用に際しては文献番号に頁数のみを記す。
- 2) ㉕155頁など参照
- 3) なお、本書に対する全般的な批評は『状況と主体』(No. 203, 1992年11月号, 谷沢書店)誌上で行っている。併せて参照されたい。
- 4) ㉖参照。
- 5) ㉒参照。
- 6) ㉘参照。
- 7) ㉔参照。
- 8) ㉔参照。
- 9) ㉓参照。
- 10) ㉑参照。
- 11) ㉑参照。
- 12) ㉔参照。
- 13) ㉓参照。
- 14) サヴィニーの組合的共有説、アンシュッツの古典的債権説などがそれである。㉓ 141頁など参照。
- 15) ㉔参照。
- 16) ㉑参照。
- 17) ㉓参照。
- 18) ㉓参照。
- 19) ㉓参照。
- 20) ㉓参照。
- 21) ㉓参照。
- 22) ㉓参照。
- 23) ㉔参照。
- 24) ㉓参照。
- 25) ㉓など参照。
- 26) ㉔参照。
- 27) ㉔参照。
- 28) ㉔参照。
- 29) ㉕参照。
- 30) ㉑参照。
- 31) ㉔参照。
- 32) ㉕参照。
- 33) ㉕参照。

引用・参考文献

- ① マルクス『資本論』(国民文庫)
- ② ヒルファーディング『金融資本論』(国民文庫)
- ③ レーニン『帝国主義論』(『レーニン全集』第22巻, 大月書店)
- ④ 我妻 栄『近代法における債権の優越的地位』(有斐閣, 1953年)
- ⑤ 大隅健一郎『株式会社法変遷論』(有斐閣, 1953年)
- ⑥ 大塚久雄『株式会社発生史論』(中央公論社, 1954年)
- ⑦ 宇野弘蔵『経済政策論・改訂版』(弘文堂, 1971年)
- ⑧ 矢口孝二郎『資本主義成立期の研究』(有斐閣, 1952年)
- ⑨ 川島武宜『所有権法の理論』(岩波書店, 1949年)
- ⑩ 富山康吉『現代資本主義と法の理論』(法律文化社, 1958年)
- ⑪ 藤田 勇『法と経済の一般理論』(日本評論社, 1974年)
- ⑫ 川合一郎「株式会社論争によせて」(『経営研

- 究』〈大市大〉第29巻 4・5号)
- ⑬ 馬場克三「株式会社論争おぼえがき」(『会計』第114巻 3号)
- ⑭ 森 杲『株式会社制度』(北大図書刊行会, 1985年)
- ⑮ 下 壮而『現代経済の透視』(都市文化社, 1985年)
- ⑯ 角谷登志雄『日本経済と六大企業集団』(新評論, 1982年)
- ⑰ 富森虔児「巨大会社と『資本家の物化』」(『経済学研究』〈北大〉32巻 3号)
- ⑱ 北原 勇『現代資本主義における所有と決定』(岩波書店, 1984年)
- ⑲ 柴垣和夫「法人資本主義について(一・二)」(『社会科学研究』第33巻 5号 1981, 第33巻 6号 1982年)
- ⑳ 柴垣和夫「労働力の商品化とその〈止揚〉」(『社会科学研究』第43巻 1号 1991年)
- ㉑ 柴垣和夫「経済大国日本の国際的課題」(東大社研編『現代日本社会 7 構造』所収, (1992年)
- ㉒ 奥村 宏『法人資本主義論』(御茶の水書房, 1984年)
- ㉓ 奥村 宏『日本の株式会社』(東洋経済新報社, 1986年)
- ㉔ 奥村 宏『新版 法人資本主義の構造』(社会思想社, 1991年)
- ㉕ 奥村 宏『企業買収』(岩波書店, 1990年)
- ㉖ 奥村 宏「法人資本主義の原理とその解体」(『季刊 窓』12号, 1992年)
- ㉗ 森 恒夫「現代資本主義と〈経営者支配〉」(明大『経営論集』第35巻 4号, 1988年)
- ㉘ 馬場宏二「現代世界と日本会社主義」(東大社研編『現代日本社会 1 課題と視角』所収, 1991年)
- ㉙ 橋本寿朗「大企業体制の経済構造」(東大社研編『現代日本社会 5 構造』所収, 1991年)
- ㊱ 西山忠範『日本企業論』(文眞堂, 1992年)
- ㊲ 青木孝平『ポスト・マルクスの所有理論』(社会評論社, 1992年)
- ㊳ 青木孝平『資本論と法原理』(論創社, 1984年)
- ㊴ 三戸 公『財産の終焉』(文眞堂, 1982年)
- ㊵ 鈴木竹雄「共益権の本質」(『法学協会雑誌』第62巻 3号)
- ㊶ 田中耕太郎「ドイツに於ける社員権理論」(『商法研究』 2巻)
- ㊷ 松田二郎『株式会社の基礎理論』(岩波書店, 1942年)
- ㊸ パーリー・ミーンズ『近代株式会社と私有財産』(文雅堂, 1958年)
- ㊹ バーナム『経営者革命』(東洋経済新報社, 1951年)
- ㊺ ガルブレイス『新しい産業国家』(東洋経済新報社, 1969年)
- ㊻ チャンドラー『経営者の時代』(東洋経済新報社, 1979年)
- ㊼ パーロー『最高の金融帝国』(合同出版, 1958年)
- ㊽ メンシコフ『アメリカ金融寡頭制の構造』(ミネルヴァ書房, 1974年)
- ㊾ フィッチ・オッペンハイマー『だれが会社を支配するか』(ミネルヴァ書房, 1978年)
- ㊿ バラン・スウィージー『独占資本』(岩波書店, 1967年)

(平成4年10月21日受理)